

**評価要領**  
**【広島南警察署】**

**1 業務実施上の条件**

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各1名でない場合  
（必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。）
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合  
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、担当課の入札参加資格認定の審査の結果、資格認定がされなかった場合
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合

**2 提案者の選定及び技術提案書の特定について**

- (1) 技術提案書の提出者の選定について  
「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、設計者選定委員会において、5者程度を選定する。
- (2) 技術提案書の特定について  
「技術提案書を特定するための基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、設計者選定審査委員会において、候補者1名、次点者1名を特定する。
- (3) 特定結果の公表について  
特定結果については、別紙8のとおり特定された提出者名等を公表するとともに、審査委員長による講評及び技術提案書の一部（様式11）を、県ホームページで公表する。

### 3 提案者の選定基準について【別紙2（技術提案書の提出者を選定するための評価基準）】

評価点について

- ※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。
- ※ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均値（四捨五入により少数第2位までとする。）を採用する。
- ※ 総合主任担当技術者を複数名配置する場合の評価については、評価対象とした1名のみ評価する。

#### (1) 提出者の技術力

ア 平成21年5月以降の業務の実績

事務所が過去10年間（平成21年5月以降）に、県等から受注した設計業務の実績を1件、次の順で評価する。

構成員の評価点のうち高いほうの得点を、設計共同体の評価点とする。

※ 県等とは、国、都道府県、市町村とする。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 6,000 m <sup>2</sup> 以上	1.0
② 設計対象面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上 6,000 m <sup>2</sup> 未満	0.6
③ 設計対象面積 2,000 m <sup>2</sup> 未満	0.3

#### (2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士 建築設備士 技術士（業務に係るものに限る）	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
	機械	設備設計一級建築士
機械	一級建築士 建築設備士 技術士（業務に係るものに限る）	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）

※ 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限り。

※ 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したのものに限る。

### (3) 技術者の技術力

#### ア 平成 21 年 5 月以降の業務の実績

過去の実績を 1 件、次のとおり評価する。

(ア) 同種業務=1.0、類似業務=0.5 とする。

同種業務とは、延べ面積 6,000 m<sup>2</sup>以上の官公庁施設（庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所その他これらに類するもの（以下「官公庁施設」という。）の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く）を対象とした設計業務（複合用途の場合は、官公庁施設の部分の面積をいう。）

類似業務とは次の①、②の通り。

①延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上 6,000 m<sup>2</sup>未満の官公庁施設を対象とした設計業務（複合用途の場合は、官公庁施設の部分の面積をいう。）

②延べ面積 6,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（共同住宅、工場、車庫、倉庫、駐車場その他これらに類するものを除く）の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く）を対象とした設計業務

#### (イ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(イ)を算出した値（四捨五入により小数第 2 位までとする。）を「平成 21 年 5 月以降の業務の実績」の評価係数とする。

#### イ 継続教育（CPD）

前年度（4 月 1 日～翌 3 月 31 日）において、取得した CPD 取得単位を評価する。（CPD 取得単位は「建築 CPD 運営会議」が証明する写しにより確認する。）

CPD 取得時間	評価係数
12 時間以上	1.0
6 時間以上 12 時間未満	0.6
6 時間未満	0.2
取得していない	0

#### ウ 過去の受賞歴（管理技術者、主任担当技術者（総合））

管理技術者及び主任担当技術者（総合）について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を次のとおり評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認する。

評価基準	特に評価する賞の受賞歴 1回以上	特に評価する賞の受賞歴 0回
受賞歴3回以上	1.0	0.6
受賞歴2回	0.8	0.4
受賞歴1回	0.6	0.2

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
	日本建築学会作品選奨
	日本建築学会作品選集新人賞
公益社団法人日本建築家協会	日本建築大賞
	日本建築家協会賞
	JIA 新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
	日事連建築賞・日事連会長賞
	日事連建築賞・優秀賞
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・優秀賞
	日本建築士会連合会賞・奨励賞
一般社団法人日本建設業協会（旧社団法人建築業協会）	B C S 賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞
	公共建築賞・特別賞
	公共建築賞・優秀賞

※ それぞれの団体の各支部等が実施する賞も含まれます。

※ 建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。

※ 上記の内、特に評価する賞は、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
公益社団法人日本建築家協会	日本建築大賞
	J I A 新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞

#### （4）業務における総合的な提案内容

提出された業務実施方針及び手法の内容を踏まえ、判断基準に基づいて審査委員の合議により評点をつける。ただし提案内容に漏れがある場合は失格とする。

#### 4 技術提案書の特定基準について【別紙3（技術提案書を特定するための評価基準）】

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者1名、次点者1名を特定します。

#### 5 表現の許容範囲について

抵触事項がある場合等は、次のとおり表現の度合いに応じて参加表明書、技術提案書の評価点を減点、若しくは無効とし選定、特定しないものとする。

記載場所	許されない表現を記載した場合
様式 6	抵触事項がある場合は、5点減点とする。
様式 11 のうち次欄以外の範囲	表現方法が許容範囲を超える場合は、減点とする。
様式 11 のうち、規定する範囲（300 平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）	記載範囲が規定する範囲を超える場合は、減点とする。